

平成 30 年度

湯沢町

U・I ターンのための賃貸住宅家賃等補助金

【概要】

【問い合わせ先】

湯沢町役場 企画政策課

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300

電話：025-784-3454

受付：8：30～17：15／月～金曜日（祝日を除く）

平成 30 年 4 月

湯沢町役場総務部企画政策課

この事業は新潟県のモデル事業として期間を限定して行うものです。
募集期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

1 事業の目的

本事業は、新潟県内にU・Iターンにより就職する方が、湯沢町内に賃貸住宅を契約し居住する場合、家賃及び賃貸住宅契約時に係る費用を補助することで、新潟県外からの若者の定住を促進することを目的とします。

2 補助の交付対象になる方

この補助金の対象者は、以下の（1）から（5）までの要件をすべて満たすことが必要です。

- （1） Uターン者又はIターン者で湯沢町内の民間賃貸住宅に居住し、湯沢町に住民登録をした方で、住民登録をした時点の年齢が40歳未満の方。かつ、住民登録をした日から1月を経過していない方。
- （2） 新潟県内で就業し、1年以上の雇用期間が見込まれる方（フルタイム・パートタイムは問いません）又は個人事業主。
- （3） 湯沢町に転入する直前の住民登録地が新潟県外の方。
- （4） 勤務する事業所の人事異動により、将来、新潟県外へ転出する見込みがない方。
- （5） 世帯全員が、補助金の交付申請時及び実績報告時に納付すべき納期限の到来した町税等を完納している方。（前住所地を含む。）

3 補助の交付対象にならない方

- （1） 公務員又は就業状況等で定住しないことが明らかであると判断される方。
- （2） 生活保護の住宅扶助等の公的家賃補助を受けている方。
- （3） 世帯員が、暴力団等の反社会的勢力である方、反社会的勢力との関係を有している方。

4 補助の対象となる住宅

- （1） 湯沢町内に所在する民間の賃貸住宅

5 補助の対象とならない住宅

- （1） 勤務する企業等の社宅、社員寮等及び町営住宅等の公共的な住宅
- （2） 2親等以内の親族が経営する賃貸住宅

6 補助対象経費

- (1) 賃貸住宅家賃（管理費、共益費、駐車場料金、町内会費等は除く。）から住宅手当等を除いた、実質家賃負担額
- (2) 賃貸住宅契約時に係る費用のうち、礼金、不動産取引手数料（仲介手数料）及び家賃支払保証料

7 補助対象外経費

- (1) 賃貸住宅家賃のうち、勤務企業等の官舎、社宅、社員寮及び雇用促進住宅等の公共的な住宅の家賃
- (2) 賃貸住宅家賃のうち、入居期間が1月に満たない月の家賃（日割り家賃）

8 補助金交付対象期間

- (1) 賃貸住宅家賃の補助金の交付期間は、交付決定のあった月の翌月以降で、最初に家賃の満額を支払った月から2年（24月）を限度とします。
- (2) 賃貸住宅契約時に係る費用の補助は、最初に申請した1回分のみとなります。

9 補助金の額

- (1) 賃貸住宅家賃の1世帯1月当たりの補助金の額は、上記6（1）の額の2分の1の額とし、上限は3万円（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とします。
- (2) 賃貸住宅契約時に係る費用の1世帯当たりの補助金の額は、上記6（2）の3分の2以内の額とし、上限は12万円（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とします。

【具体的には・・・】

(1) 賃貸住宅家賃

1月当たりの家賃－共益費等－住宅手当＝補助対象家賃×1/2

1月当たりの家賃 80,000円－共益費 5,000円－町内会費 1,500円

－勤務先から支給される住宅手当 25,000円

＝補助対象家賃 48,500円

補助金の計算は 48,500円×1/2＝24,250円

※補助金の額は 24,000円となります。

※1年分の補助金の額は 24,000円×12か月＝288,000円となります。

(2) 賃貸住宅契約時に係る費用

礼金＋不動産取引手数料＋家賃支払保証料×2/3

礼金 73,500 円 + 不動産取引手数料 73,500 円 + 家賃支払保証 37,000 円 × 2/3
= 122,000 円

※補助金の額は上限の 120,000 円となります。

10 交付申請

(1) 申請期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

賃貸住宅家賃の交付決定は 1 年度ごとに行います。

(2) 提出先・問い合わせ先

湯沢町役場 総務部企画政策課まで持参してください。

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

電話：025-784-3454 FAX：025-784-1818

受付：8：30～17：15/月～金曜日（祝日を除く）

(3) 提出書類

ア. 湯沢町U・I ターンのための賃貸住宅家賃等補助金交付申請書（第 1 号様式）

イ. 雇用証明書（第 2 号様式）

ウ. 誓約書（第 3 号様式）

エ. 住民票（世帯全員のもの、世帯主名・続柄表示）

オ. 納税証明書（前住所地のもの）

カ. 賃貸住宅契約書の写し及び賃貸住宅契約時に係る費用がわかるものの写し
（初回の申請時のみ）

キ. 個人事業主の方は、税務署に提出した開業・廃業等届書の写し
（確定申告書の写しでも可）

ク. その他町長が必要と認める書類

11 交付決定

補助金交付申請書の提出後、事務局が内容を審査し、交付決定通知書により正式に決定、通知します。

12 実績報告と請求

実績報告書及び請求書は、下記の期間ごとに、家賃等の支払いを証明する書類（領収書の写し等）を添えて提出してください。

また、賃貸住宅契約時に係る費用の請求は、最初の家賃補助を受ける期間に合わせて提出してください。

実績報告書及び請求書は期間ごとに書類を提出してください。

実績報告書の内容を審査し、補助金を交付します。

- (1) 4月分から7月分までを7月20日までに提出
- (2) 8月分から11月分までを11月20日までに提出
- (3) 12月分から3月分までを3月20日までに提出

13 注意事項

- (1) 交付決定者が1年以内に湯沢町外へ転居した場合や虚偽の申請、その他不正の行為があった場合は、補助金の交付の決定の全部を取り消します。また、既に交付された補助金については、全額を返還しなければなりません。

Q & A

No.	質問	回答
1	補助の対象となる者とは。	<p>湯沢町内の民間の賃貸住宅に定住する40歳以下の方。</p> <p>40歳以下とは、新潟県外から湯沢町に転入して住民登録をした時点の年齢です。</p> <p>なお、住民登録をした日から1月を経過しない間に申請が必要です。</p> <p>また、湯沢町に転入する前の就労経歴は問いませんが、直前の住民登録地が新潟県外であることが要件です。</p>
2	住民登録地と勤務地が別でもよいですか。	住民登録地は湯沢町、勤務地は新潟県内の企業等であればよいです。
3	家賃補助の内容は。	賃貸住宅家賃と賃貸住宅契約時に係る初期費用です。
4	家賃補助はいつから適用になりますか。	平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に賃貸住宅契約を行い、交付申請し、交付決定を受けた月の翌月以降で家賃の全額を支払った月からとなります。
5	補助はどのくらい続きますか。	<p>家賃補助は2年（24月）です。</p> <p>賃貸住宅契約時に係る費用の補助は最初に申請した1回のみとなります。</p>
6	いつ補助金は支払われるのですか。	<p>年に3回に分けて交付しますので、該当期間に合わせてその都度、実績報告書及び請求書を提出してください。</p> <p>賃貸住宅契約時に係る費用の請求は、最初の家賃補助を受ける期間に合わせて提出してください。</p> <p>また、実績報告書の提出がない場合は、補助金は交付されませんので、ご注意ください。</p>
7	実績報告書に添える領収書等がない場合は。	口座引落としの場合、通帳の写しでも可です。
8	補助金交付申請書は、2年目も提出する必要がありますか。	この家賃補助の事業は1年度ごとに完了したと見なしますので必要です。
9	所得制限はありますか。	補助を受けるに当たっての所得制限はありません。

10	実績報告書の審査とは。	家賃等の支払い状況の他に、納税状況を確認します。 納期限の到来した町税等を完納していない場合は、補助金は交付しませんので、ご注意ください。
----	-------------	--